

総 監 第 3 9 号

令和 6 年 7 月 1 9 日

総社市長                      片   岡   聡   一   様

総社市議会議長            村   木   理   英   様

総社市教育委員会教育長   久山   延司   様

総社市監査委員   風   早   俊   昭

総社市監査委員   三   宅   啓   介

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

令和6年度

指定管理者監査結果報告書

総 社 市 監 査 委 員

## 指定管理者監査報告書

### 1 監査の期日及び実施場所

期 日：令和6年6月4日

実施場所：新本小学校区放課後児童クラブ

### 2 監査対象及び所管部署並びに範囲

| 指定管理者            | 対象施設             | 所管部署         |
|------------------|------------------|--------------|
| 新本赤米の郷児童クラブ運営委員会 | 新本小学校区放課後児童クラブ施設 | 教育部<br>学校教育課 |

範囲：令和5年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

### 3 監査の方法等

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が法令・協定書等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象施設及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合等のほか、監査対象施設に出向き関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

### 4 対象施設の概要

- ・所在地 総社市新本7288番地
- ・設置目的 本施設は、保護者の就労等のため放課後等の家庭保育が困難な児童に対し、一定時間の生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
- ・定員 20名
- ・在籍者数 45名(R6.4.1現在)
- ・施設状況 在籍者数増加により、隣接する理科室との間仕切りを改修し、本施設の拡張を行った。(令和6年3月)

### 5 指定管理の状況

- (1)指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## (2)指定管理者が行う業務

- ① 児童クラブ施設の管理運営及び通所の許可に関する業務
- ② 児童クラブ施設の維持管理に関する業務
- ③ その他教育委員会が必要と認める業務

## 6 指定管理料の状況

総社市からの指定管理料として、令和5年度は、6,983,000円を受け入れている。  
(障がい児受入推進事業、障がい児受入サポート事業の加算事業委託料を含む。)

## 7 監査の結果

指定管理者監査を実施した結果、基本協定書等に定める公の施設の指定管理に関する事務の執行及び管理業務の実施状況については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査報告書に記載に至らない軽易な事項については、対象団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

## 8 監査委員の意見

対象団体は、新本小学校放課後児童クラブ施設において学童保育を実施するために、平成27年5月21日に設立された運営委員会であり、現在、指定管理者として新本小学校区放課後児童クラブを管理、運営している。

会計事務については、引き続き適正な事務処理に努められたい。また、今後は、支出事務等における会計の意思決定の在り方についても検討されたい。

施設の運営においては、非常災害対策として定期的に訓練を実施するなど、安全面には十分留意されたい。

本施設は、地域住民や保護者の協力を得て、放課後等の家庭保育が困難な児童に対し、毎月誕生日会を実施するなど児童の居場所としての機能も有しており、また、赤米や義民祭など新本地区の文化の継承にも取り組んでいる。今後も放課後児童クラブが円滑に執行されるとともに、本市の子育て支援の向上に資するよう児童の健全な育成に努められたい。

なお、所管部署においては、出席者数に応じて施設の面積を確保するため、小学校内の音楽室を併せて利用している現状を踏まえ、施設の在り方についても検討されたい。また、関係条例が指定管理の業務内容と合致しているか、今後、関係条例の見直しを含め検討されたい。